

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三三三・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による医療機関の指定(二三四・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による指定医療機関の変更(三三五・福祉政策課)……………	1
○道路の供用開始(三八六・三八七・道路課)……………	2
○市街地再開発組合の設立の認可(三八八・建築住宅課)……………	2
○建築基準法による道路位置の指定(三八九・山本地域振興局建設部)……………	2
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	3
○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(仙北地域振興局農林部)……………	3
○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………	3
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………	4
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部警務課)……………	5
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(一三・教育庁総務課)……………	6
○人事委員会規則……………	6
○人事委員会規則一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	6
○人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則……………	6

## 告 示

**秋田県告示第三百八十三号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年七月三十一日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
黒澤医院	医療法人黒澤医院 理事長	大仙市刈和野字清光院後二十四番一	平成十九年四月二十一日

**秋田県告示第三百八十四号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
黒澤医院	医療法人黒澤医院 理事長	大仙市刈和野字清光院後二十四番一	内科、泌尿器科、産科、婦人科	平成十九年四月二十四日
チダ薬局アマノ店	有限会社チダ薬局 代表取締役	男鹿市船越字内子百五十六 スーパーセンターアマノ男鹿店内	調剤薬局	平成十九年六月二十九日

**秋田県告示第三百八十五号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二

規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	なの花薬局 トマト薬局	開設者氏名又は名称	株式会社ハイレンメディカル 代表取締役	所 在 地	大館市御成町三丁目二一五	変 更 事 項	変更前	ハイレン薬局 大館店	変更後	ハイレン薬局 比内店	変 更 年 月 日	平成十九年六月一日
	株式会社ハイレンメディカル 代表取締役		大館市比内町扇田字山崎四十六一五		変更後		トマト薬局	平成十九年六月一日				

秋田県告示第三百八十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十九年七月三十一日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	角館長野線	仙北市角館町八割伊勢堂四九番四から雷一番一まで

二 供用開始の期日 平成十九年八月一日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十九年八月一日から同月十四日まで

秋田県告示第三百八十七号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十九年七月三十一日

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	角館長野線	大仙市北長野字板屋八五番二地先から長野字漆原一三四番地先まで

二 供用開始の期日 平成十九年七月三十一日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十九年七月三十一日から同年八月十三日まで

秋田県告示第三百八十八号  
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第二項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 市街地再開発組合の名称  
 横手駅東口第一地区市街地再開発組合  
 二 施行地区  
 横手市駅前町八百二十五番から八百五十八番まで、八百六十六番、八百九十六番の一部、八百九十七番の一部、八百九十九番、

九百番の一部、九百一番及び九百十七番の一部、寿町三百一八番及び九百九十五番地先、前郷一番町八百九番の一部並びに前郷二番町八百六十六番の一部  
 三 事務所の所在地  
 横手市駅前町三番十三号  
 四 設立認可の年月日  
 平成十九年七月三十一日  
 五 事業年度  
 毎年四月一日から翌年三月三十一日まで  
 六 公告の方法  
 事務所の掲示場に掲示して行う。  
 七 事業施行予定期間  
 平成十九年七月三十一日から平成二十二年六月三十日まで

秋田県告示第三百八十九号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	能代市住吉町一番十二号 有限会社能代興産 代表取締役 梅 田 味 伸	道路の位置の指定箇所	能代市大瀬儘下五十九番2の内	道路の延長	二八・〇五メートル	道路の幅員	六メートル	指定年月日	平成十九年七月十八日
------------	--	------------	----------------	-------	-----------	-------	-------	-------	------------

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日  
平成十九年七月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 いきいきFネット秋田

三 代表者の氏名  
伊 藤 満

四 主たる事務所の所在地  
秋田県秋田市広面字碓八十四番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を充分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図る活動に關する事業を行い、個人の人権尊重のもと、誰もがその人らしく伸びやかに生きられ、豊かな市民生活を実現する社会づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、東雲原土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市向能代字トトメキ百四十八番地

真壁地字トトメキ沢四百九十三番地

落合字落合十七番地

竹生字竹生七十五番地

比八田字十二ヶ村五十四番地

二 就任理事の住所及び氏名

能代市向能代字トトメキ百四十八番地

竹生字竹生七十五番地

比八田字十二ヶ村五十四番地

磐字杉沢野七十六番地

竹生字笹ノ台四百三十二番地

平澤 靖夫  
渡部 敏夫  
大淵 忠則  
中田 義明  
柴田 誠  
平澤 靖夫  
中田 義明  
柴田 誠  
萩原 勝則  
成田 智

能代市真壁地字トトメキ沢五百二十五番地 高柳 金男

退任監事の住所及び氏名

能代市落合字上大野台二百三十九番地 米屋 正志

竹生字笹ノ台八百七十三番地 佐藤 一夫

磐字杉沢野七十五番地 萩原 勝則

就任監事の住所及び氏名

能代市落合字上大野台二百三十九番地 米屋 正志

竹生字笹ノ台八百七十五番地 佐藤 一夫

比八田字十二ヶ村二百六十番地 薄田 仁

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、美郷町千畑土地改良区から申請があった新たな土地改良事業(外川原地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水)の施行について、平成十九年七月二十四日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)	入札保証金(円)
一	鹿角市花輪	宅 地	九〇五・二一	三、五〇〇、〇〇〇	三、四、七三〇、〇〇〇
二	男鹿市船川	宅 地	二、三二一・五二	一、七六八、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
三	男鹿市船川	宅 地	一、六五・三〇	一、四五一、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番一 一、一六〇、〇〇〇

男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番二 一、二二〇、〇〇〇

男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番三 一、二〇〇、〇〇〇

南秋田郡五 城目町馬場 目字蓬内台 九二番七 八四、〇〇〇

横手市安田 字八王寺九 九番七三 五五〇、〇〇〇

横手市安田 字八王寺九 九番一二二 五五〇、〇〇〇

湯沢市杉沢 字森道上二 〇四番三 五四〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三 八五〇、〇〇〇

番号	場 所	期 間
十一	雄勝郡羽後 町田代字替 九一番三	八五、〇〇〇
十	湯沢市杉沢 字森道上二 〇四番三	五四〇、〇〇〇
九	横手市安田 字八王寺九 九番一二二	五五〇、〇〇〇
八	横手市安田 字八王寺九 九番七三	五五〇、〇〇〇
七	南秋田郡五 城目町馬場 目字蓬内台 九二番七	八四、〇〇〇
六	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番三	一、二〇〇、〇〇〇
五	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番二	一、二二〇、〇〇〇
四	男鹿市船川 港船川字元 浜町二〇九番一	一、一六〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込の場所及び期間

三 入札執行の場所及び日時

一	ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)による	平成一九年八月一日(水)午後一時から八月二九日(水)午後二時まで
---	---	----------------------------------

四 開札日時

番号	場 所	期 間
一	公有財産売却システムによる	平成一九年九月五日(水)午後一時から九月一三日(木)午後一時まで

五 入札の方法

番号	場 所	日 時
一	公有財産売却システムによる	平成一九年九月一三日(木)午後一時

六 現地説明を行う場所及び日時

番号	現地説明を行う場所	現地説明を行う日時
一	鹿角市花輪字下中島八番一	平成一九年八月二〇日(月)午後一時
二	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一五八	平成一九年八月二二日(火)午前一〇時
三	男鹿市船川港船川字鳥屋場一番一六五	平成一九年八月二二日(火)午前一〇時
四	男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番一	平成一九年八月二二日(火)午前二時

七 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する一般競争入札に参加させることができな者又は同条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (二) 日本語を完全に理解できる者。
- (三) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者。
- (四) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有する者。
- (五) 二により、あらかじめ一般競争入札への申込みをしたものであること。
- 八 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項
  - (一) 仮申込み
    - 一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続きを行うこと。
    - 申込み手続き
      - 一般競争入札の参加申込み手続きは、(一)により参加の申込み手続きを完了した後、二で掲げた期日までに所定の申込書

五	男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番二	平成一九年八月二二日(火)午前一時
六	男鹿市船川港船川字元浜町二〇九番三	平成一九年八月二二日(火)午前一時
七	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台九二番七	平成一九年八月二二日(火)午後二時
八	横手市安田字八王寺九番七三	平成一九年八月二二日(水)午前一〇時
九	横手市安田字八王寺九番一二二	平成一九年八月二二日(水)午前一〇時
十	湯沢市杉沢字森道上二〇四番三	平成一九年八月二二日(水)午前一時三〇分
十一	雄勝郡羽後町田代字榎九一番三	平成一九年八月二二日(水)午後二時

により秋田県出納局会計管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
 なお、申込みに当たっては入札保証金を納付しなければならない。

九 入札保証金に関する事項

- (一) 入札に参加しようとする者は、一に定める額の入札保証金を指定された方法により納付しなければならない。
- (二) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

十 契約に関する事項

落札者は、平成十九年九月十八日(火)までに契約締結しなければならぬ。

十一 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から二十日以内に当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

十二 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

十三 落札者の決定の方法

入札期間終了後、秋田県は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

十四 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十九年七月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- 胃部X線撮影装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

- (三) 納入期限  
平成十九年十二月十七日(月)
- (四) 納入場所  
財団法人秋田県総合保健事業団
- 二 入札に参加する者に必要な資格等  
(一) 入札に参加する者に必要な資格  
(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。  
(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。  
(一) (2)の資格に係る申請  
(二) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをいう。))により平成十九年八月二十七日(月)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。
- 三 契約条項を示す場所等  
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)
- (二) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=fnHDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月三十一日(火)から平成十九年九月十日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。
- (四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法  
平成十九年七月三十一日(火)から平成十九年九月十日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十九年九月十四日(金)午後一時三十分  
秋田県出納局総務事務センター
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他  
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。  
(三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- 四 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (五) 契約書作成の要否 要
- (六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。
- (七) その他  
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
- 七 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Stomach X-ray examination digital TV system
  - 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 14 September, 2007
  - 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan  
TEL 018-860-2743
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年七月三十一日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項  
(一) 借入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 二千四十台  
(二) 借入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 契約期間  
平成十九年十月一日(月)から平成二十四年九月三十日(日)まで
  - 四 借入物品の設置場所  
別途指定する場所
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 三 契約条項を示す場所等  
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇一〇九五 秋田市山王四丁目一番五号  
秋田県警察本部警務部会計課(電話番号〇一八八六三一 一一一)
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年七月三十一日(火)から平成十九年八月九日(木)までの期間、

四 (一)の場所において随時交付する。  
入札執行の日時及び場所  
平成十九年八月十日(金)午後二時

五 秋田県警察本部第二庁舎一階 聴聞室  
入札保証金

六 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。  
その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他  
詳細は、入札説明書による。

七 概要  
Summary  
1 Nature and quantity of items to be rented : 2040 Personal Computers  
2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 10 August, 2007  
3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951 Japan  
TEL 018-863-1111 ext.2247 (Japanese only)

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十三号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十九年七月三十一日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

一日時 平成十九年八月二日 午後二時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

(二) 平成二十年度秋田県立高等学校教科用図書採択

(三) 平成二十年度秋田県特別支援学校教科用図書の採択

四 その他

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年七月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則  
規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一出納局の項中「局長」を「会計管理者 局長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年七月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則  
規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一能代市本庁の項中「会計 課一課長」を「会計

課一会計管理者、課長」に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@matshbaransu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁 雄